

今治市有機農業振興計画（素案）の概要

振興計画について

1) 有機農業振興計画策定の趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものです。また、消費者の食料に対する需要が高度化する中で、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、農業者が有機農業に容易に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、生産、流通、販売及び消費の各側面において有機農業の推進のための取組が求められています。

このため、今治市では、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に定める基本理念と国が策定した有機農業の推進に関する基本的な方針を踏まえ、今治市食と農のまちづくり条例（平成18年条例第59号）第4条の2の規定に基づき、農業者その他の関係者及び消費者と連携しながら具体的に有機農業を推進する計画を策定します。

今後は、この振興計画に基づき、透明性、公平性の確保に留意しつつ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て有機農業の推進に取り組みます。

なお、この振興計画は、平成19年度からおおむね5年間を対象として定めます。

2) 振興計画の基本構想

農業者が有機農業に容易に従事することができるようにすること。

農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通または販売に積極的に取り組むことができるようにすること。

消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようにすること。

有機農業者その他の関係者と消費者との連携を促進すること。

農業者その他の関係者の自主性を尊重すること。

地域の環境保全、農業振興及び活性化に結びつけて有機農業を推進すること。

3) 有機農業の推進及び普及の目標

有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業に関する普及指導の強化

有機農業に対する消費者の理解の増進

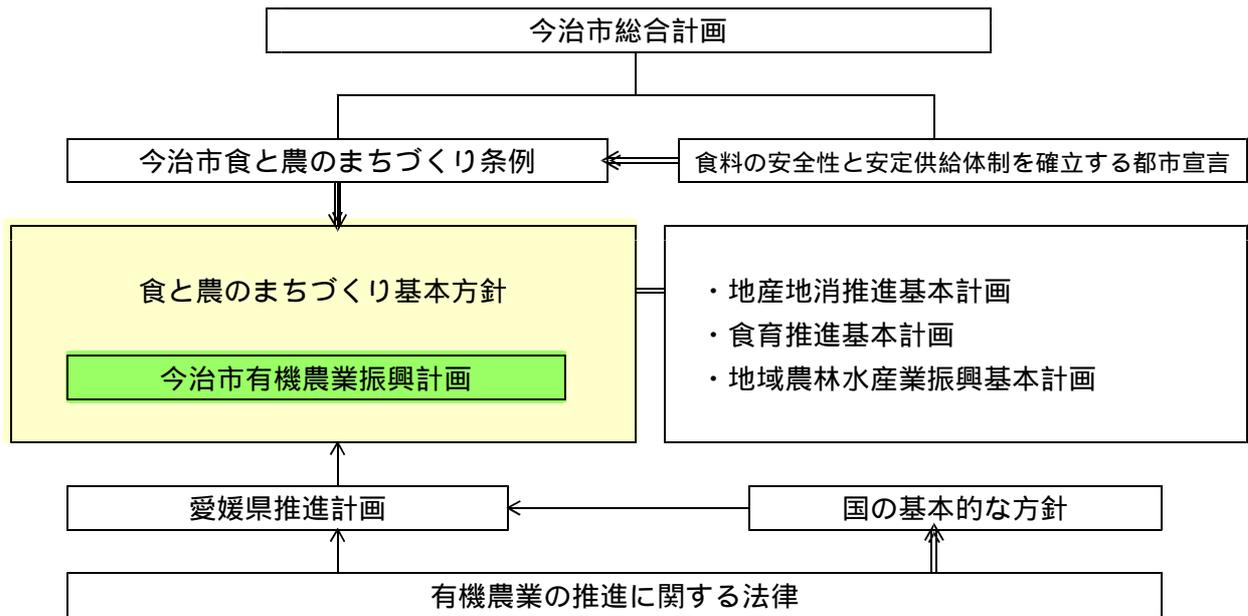
有機農業の推進体制の強化

4) 振興計画の位置付け

有機農業の推進に関する基本的な方針の規定に基づき、有機農業を具体的に推進するための計画とします。

今治市総合計画における「持続的に発展する質の高いものづくり都市の形成」の中に位置付けるとともに、今治市食と農のまちづくり条例並びに他の関係計画等と調和を図りながら推進するものとします。

【他の関係計画との関連図】



5) 計画の期間

計画の期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までとします。(社会情勢の変化を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直す場合があります。)

6) 計画の策定と推進

有機農業の推進は、有機農業者、消費者等の意見・要望を把握しながら推進することが重要です。

今治市では、地産地消、食育、有機農業等の推進を目的として、農林水産業者、消費者、食品関連事業者、学識経験者、関係機関及び団体で組織する「今治市食と農のまちづくり委員会」を平成 19 年 5 月に設置しているため、この委員会において有機農業推進計画の検討を行うとともに、計画に基づき有機農業の推進を図ります。

